府費で負担する駐在所等の電灯料金の基準及び支出手続きについて(例規)

□ 最終改正 平成 6 · 11 · 24 · 6 京務第1560号 □ 京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて □

交番、駐在所等における使用電力料金及びガス料金で府費で負担するものについては、従来、派出所等の府費負担電力料金およびガス料金の取扱いについて(昭和43.6.1:3 京会第226号)の例規通達によることとしてきたが、最近における電力及びガスの需給状況等にかんがみ、駐在所及び警察職員が居住する交番等(以下「駐在所等」という。)における使用電灯料金で府費で負担するものの基準を改正するとともに、交番及び検問所における使用ガス料金の府費で負担するものの制限額を廃止することとしたことに伴い、当該例規通達の全部を改正し、みだしのことについて下記のように定め、昭和53年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 府費で負担する電灯料金の基準

府費で負担する駐在所等の電灯料金は、次表に定める基準による。ただし、警察署長が設備 状況、勤務形態又は地域の特殊事情等により、この基準表によることが困難と認めた場合で、 警察本部長の承認を受けたときは、警察署長が定めた消費電力量とする。

区分	電灯容量 1 日 の 点灯時間	1 か月の消費電力量	料金
軒 灯	白熱灯20ワット (約 12時間)	キロワット 7	当該駐在所等に対する電気料金 請求額のうち、左欄に掲げる消 費電力量又は警察署長が定めた 消費電力量に対応する従量電灯 甲料金の算定方法により算定し た額とする。
公かい灯	蛍光灯40ワット2灯 (約 8時間)	キロワット 28	
調室灯	蛍光灯40ワット (約 5時間)	キロワット 9	
計		キロワット 44	

2 支出の手続

警察署長は、府費で負担する電灯料金の支出に当たっては、毎月各駐在所等の電灯料金の支 払期日に近い日に、当該駐在所等に居住する警察職員あてに支出するものとする。